

自営業主・役員・農業従事者・家族従業者（配偶者が自営業主）の方へ （就労証明書の添付書類について）

◎自営業主・役員・農業従事者・家族従業者（配偶者が自営業主）の方は、次の内容を確認し、就労証明書に必要な書類を添えてご提出ください。

【自営業主・役員・農業従事者の方】

○添付書類（AまたはBの書類の写しをご提出ください）

A

確定申告書、開業届、営業許可証、登記事項証明書など、個人事業を営んでいることや役員であることが分かる書類

※Aの書類がご準備できない場合は、Bの書類①②の両方をご提出ください。

B

2点いずれも、屋号・個人名などが確認できるものに限ります。

- ①売上や収支が分かる書類（伝票、契約書、請求書、納品書など）
- ②本人が業務を行っていることがわかる書類（店舗の広告、チラシなど）

例1）農業従事者、漁業従事者の場合

- ・直近の売り上げが確認できるもの（売上代金収支内訳表、水揚げ、販売が分かる伝票など）
- ・田畑の固定資産税の納付が確認できるもの（固定資産税通知書など）

例2）店舗経営（飲食店、美容室など）

- ・店舗の固定資産税通知書又は賃貸借契約書
- ・直近の売り上げが確認できるもの
- ・店舗の広告、チラシなど

【家族従事者（配偶者が自営業主の場合）の方、自営業協力者として従事している方】

○添付書類（AまたはBの書類の写しをご提出ください）

A

次のうち、いずれか1点

- ①配偶者の直近の確定申告書（屋号・配偶者氏名及び協力者に給与賃金が支払われていることが分かるページ）
- ②専従者として記載されている青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書
- ③源泉徴収票や雇用保険費保険証、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書のいずれか1点

※Aの書類がご準備できない場合は、Bの書類①②の両方をご提出ください。

（家族従業者として就労内定の場合は、Bの書類②のみを提出し、就労開始後にBの書類①をご提出ください）

B

下記の2点いずれも

- ①給与の支払い状況がわかるもの（給与明細、代表者が証明する給与支払い証明書）
- ②従事する業務内容がわかるもの（店舗の広告、メニュー表等）